

# ショートステイって、どれくらい泊まれるの？

『ショートステイ』…施設等に宿泊して受けるサービスの総称です。

介護保険制度上では、短期入所生活介護または短期入所療養介護といわれます。

特養や単独で実施している施設ではおもに短期入所生活介護、老健等医学的管理下で提供されるものを短期入所療養介護といいます。

では、ショートステイではどれくらい泊まれるのでしょうか？

ショートステイは名前の通り、「ショート」…短期の「ステイ」…宿泊です。介護保険制度では、連続での宿泊は30日が上限とされています。30日以上宿泊については、ショートステイでは利用できないため、“長期入所”という扱いになります。“長期入所”の扱いについては1日～終身まで、施設によって異なります。

ショートステイは30日連続が上限となっていますが、実際利用できるのは、要介護認定で定められた保険給付の限度額までとなりますので、軽度の認定の方については、最大で2～3週間程度しか利用できません。

また、保険給付額全てをショートステイで利用してしまうと、ショートステイを利用しない日については、残っている保険給付額がないことから、介護保険サービスは利用できない、もしくは全額実費で利用となってしまいます。

ショートステイを含め、介護サービスの利用については、しっかりとケマネジャーと相談していただくことをお勧めします。

もう一つ注意することがあります。要介護認定には、その認定についての有効期間が定められています。およそ半年～2年間になります。ショートステイの利用については、その有効期間の半数を超えてはいけいとされています。

例えば有効期間が1年間(365日)の場合、その半数となる183日を越えてしまうと、保険給付ができなくなってしまいます。そのため、多くの方は月に15日前後の利用で抑え、毎月定期的に利用されています。

また、連続で利用しなくてはならない決まりは特にありませんので、月に3～4日を3回利用する、毎週末だけ利用する、そんな利用をされている方もいらっしゃいます。

よく、ショートステイは空きがない…という噂話を聞かれる方もいらっしゃるようですが、実際は空いていることも多いです。

あすなるの家の場合、予約自体が2ヶ月前(11月分を9月1日に予約)になります。予約の時点でいっぱいになってしまうこともあります。要介護状態の高齢者ということもあり、2ヶ月後には入院されている、具合が悪い、施設に入所された…などキャンセルも比較的多いのが実状です。

緊急時は遠慮なくお問合せください！